

金融機能の安定を確保するための金融機能強化法等の改正法案の概要

金融機能強化法

(金融機関等に対する
国の資本参加)

地域経済活性化等の観点から、
金融仲介機能の向上のため、金融
機関等に国が資本参加

株式保有制限法

(銀行等保有株式取得機構
(取得機構) による株式等の買取り)

政策保有株式の削減に伴う株式
等の処分の円滑化のため、取得機構
(銀行等の拠出で設立) が株式等
を買取り

保険業法

(生命保険契約者保護機構
に対する政府補助)

破綻時の資金援助に伴う業界負担により、
生命保険会社の財務が著しく悪化し、保険
業への信頼性の維持が困難となる場合に、
政府補助を可能とするもの

いずれも、平成29年3月末までの時限措置であり、期限が到来

時限措置を5年間延長 (平成34年3月末まで)

(注1) 前回は平成24年3月末から5年間延長

(注2) 銀行等保有株式取得機構の存続期限 (平成39年3月末まで) についても同様に5年間延長